

Vol.135

今回は消費税・法人税

相談事例
紹介

会員相談室

相談委員 藤曲 武美 (豊島)



電話相談

受付 午前10時～11時50分
時間 午後 1時～ 2時40分

03-3354-8520



事前予約

面接相談・随時相談

03-5919-7157



リース譲渡に係る譲渡等の特例の消費税と法人税の取扱いの関連性

事例

法人が、会計上、賃貸借処理をしていたリース取引について、そのリース取引が行われた日の属する事業年度後の事業年度において、税務調査における指摘で税務上は売買取引とされるリース取引に該当することが明らかになった。このような場合、法人税においては、そのことが明らかになった日の属する事業年度前の各事業年度において賃貸借処理をしている場合の収益の額（賃貸料収入）及び費用の額（減価償却費等）は、原則として、延払基準の方法により計算した収益の額及び費用の額とする取扱いがある（法基通2-4-2（注）1）。この法人税上の取扱いは消費税においても適用があるか。

回答

事業者が、リース取引について法人税法の所得金額の計算において延払基準の方法により経理することにより、リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例の適用を受けている場合には、消費税においても、リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例（以下「本特例」という）の適用を受けることができることとされている（消法16①）。消費税法16条第3項は、本特例の適用については、消費税の確定申告書に延払基準適用の付記をするものとしている。また、法人税基本通達2-4-2（注）1のような取扱いは、消費税法基本通達では定められていない。したがって、事例の対象となる各事業年度においては、賃貸借処理がされた上で、上記の付記のない確定申告書が提出されていたのであるから、消費税においては、法人税基本通達2-4-2のような取扱いの適用はないと判断し、消費税では、資産の引渡時に遡って売買があったものと処理されることになったとした裁判事例がある。しかし、確定申告書への付記が真にリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例の適用要件として不可欠なものであるのかは疑問である。特に修正申告を行う場合などは、いつの課税期間の税額であるかに影響するので慎重に検討・対処する必要がある。

検討

1 法人税におけるリース譲渡に係る収益・費用の帰属年度の特例

法人税においては、税務上のリース取引に該当する所有権移転リース取引、所有権移転外リース取引は、原則、資産の引渡時に売買があったものとされるが、収益・費用の帰属年度の特例として、法人がリース譲渡に係る収益の額及び費用の額につき、確定した決算において延払基準の方法により経理したときは、その経理した収益及び費用の額は、各事業年度の益金の額及び損金の額に算入するものとされる（法法63①）。

2 法基通2-4-2の取扱い

法人税基本通達2-4-2（以下「本通達」という。）は、賃貸人が受取リース料を賃貸料として収益の額に計上している場合において、売買取引とされる税務上のリース取引とされ、リース資産の売買があったものとされたときは、賃貸人はそのリース取引に係る収益の額及び費用の額の計算について、法人税の帰属事業年度の特例を適用することができることとされている。そして本通達の（注）1では、「そのリース取引が行われた日の属する事業年度後の事業年度において、当該リース取引について売買があったものとして処理すべきことが明らかになった場合には、当該明らかになった日の属する事業年度前の各事業年度についての当該リース取引に係る収益の額及び費用の額は、原則として令第124条に規定

する延払基準の方法により計算した収益の額及び費用の額とする。」としている。

すなわち、賃貸借処理をしていたリース取引について、その後の事業年度で、実は税務上、売買取引に該当することが明らかになった場合には、その明らかになった日の属する事業年度前の賃貸借処理をしていた各事業年度における収益の額及び費用の額（減価償却費等）は、原則として、延払基準の方法により計算した収益の額及び費用の額とするとされている。

この取扱いの趣旨は、会計上、賃貸借処理を行っていたものについて、法人税上の延払基準による経理がされていないことをもって、すべからずリース資産の引渡時の売買処理しか認めず、所得計算における収益の額及び費用の額の分割計上を認めないとすると、リース取引の実態に即さない場面も生ずると考えられるからである。リース取引は、法形式上は賃貸借取引であることには変わりがなく、その契約に基づき分割して賃貸料を収受しているという面を考慮したものと考えられる。

したがって、例えば、賃貸人が、リース取引について賃貸借処理を数期にわたって行っていたが、税務調査でそのリース取引が税務上のリース取引（法法64の2①）に該当するものとの指摘を受けた場合に、延払基準による経理処理をしていないことをもって、原則処理である売買処理に是正しなければならぬのかということについては、賃貸借処理をしてリース料を収益の額として処理していることから、その処理済みの過去の事業年度については、延払基準の方法により計算した収益の額及び費用の額とすることでよいことになる。

3 消費税の取扱いの検討

収益計上時期などについての法人税の取扱いは、原則として消費税においても認められるのが常識的な考え方である。そこで本事例においても、法人税の取扱いと同様でよいかという疑問が質問の趣旨である。類似裁判例があるので検討する。

(1) 類似裁判例の判断

本事例の争点について判断した類似裁判例に平成30年8月23日裁判（裁判事例集112）がある。この裁判事例（以下「本裁判例」という。）は転貸リースに関する事例であるが、主な争点は本事例の質問点と同じである。本裁判例では次のように判断している。

「賃貸人が受取リース料を収益の額に計上している場合において、法人税法第64条の2第1項の規定によりリース資産の売買があったものとされたときに、・・・法人税の取扱いにおいて延払基準の方法が適用されるのと同様に、消費税の取扱いにおいても当該特例の適用を認めることができるか問題となる。消費税法第16条第3項は、当該特例の適用を受ける事業者は、当該特例を適用する旨を確定申告書に付記するものと規定していることなどからすると、賃貸人が受取リース料を収益の額に計上している場合において、法人税法第64条の2第1項の規定によりリース資産の売買があったものとされたときには、消費税の取扱いにおいて当該特例の適用を認めることはできないものと解される（なお、消費税法基本通達には、法人税における上記取扱いを定めている法人税基本通達2-4-2のような定めはない。）。

したがって、本件転貸リース取引については、請求人において賃貸借処理が行われ、その後、法人税法第64条の2第1項により、請求人からM社へ売買があったものとして処理すべきことが明らかになったのであるが、上記特例を適用することはできない。」

本裁判例の判断によれば、①消費税法16条第3項

の確定申告書への付記がないこと、②消費税法基本通達には、法人税基本通達2-4-2（注）1と同様な定めがないことなどを根拠としている。

なお、本裁判例は、更正処分等の全部取消となったため裁判の判断で完結している。

(2) 本裁判例の判断について

①消費税法基本通達での手当ての有無について

本裁判例は、消費税においては、法人税の本通達（注）1の取扱いは適用されないとしている。

その理由として、法人税の本通達（注）1に相当する消費税法基本通達が存在しないことをあげている。しかし、何故に、消費税法基本通達では同様な手当てがされていないのであろうか。賃貸借という私法上の法形式を尊重するという趣旨であるならば、消費税においても法人税と同様に考えることはできそうに思われる。消費税法第16条第1項は、消費税における本特例の適用について、「当該事業者がこれらの規定（法法63①など）の適用を受けるため当該リース譲渡に係る対価の額につきこれらの規定に規定する延払基準の方法により経理することとしているときは、」適用があるものとし、法人税における処理を前提条件としている。そうすると、法人税基本通達2-4-2（注）1で手当てしたものを、あえて改めて消費税法基本通達で手当てするまでもないともいえる。

②付記規定（消法16③）について

消費税法第16条は、本特例の適用を受けようとする事業者は、消費税の確定申告書（期限後申告書を含む）に本特例の適用を受ける旨を付記するものとしている。具体的には、消費税確定申告書第一表の付記事項欄の「延払基準等の適用欄」にチェックを付ける必要があることが法定されている（消法16③）。

そうすると、本事例のように事業者が税務上のリース取引との認識がなく、通常の賃貸借処理をしている事業年度後の調査等で、そのことが判明した場合には、そもそも認識していないのであるから、当初の確定申告書に上記付記を行うことは不可能である。

しかし、この付記規定は、本特例の適用を受けるにあたって不可欠な要件といえるか問題である。当初申告要件の規定は、「・・・明細書の添付がある場合に限り、適用する。」というような書きぶりになるのが通常である。本規定は「確定申告書にその旨を付記するものとする」というように確認規定のような書きぶりであり、事務処理の都合上などから適用を受けている旨を付記させる趣旨とも考えられる。そうすると、当初の確定申告で付記することが本特例適用にとっての不可欠な要件といえるかは疑問である。

(3) 実務上の留意点

仮に本事例と同様なことを調査等で指摘された場合については、本裁判例の判断にも留意しつつ、消費税の処理について本当にリース資産引渡時に遡って処理する必要があるかどうか慎重に検討する必要がある。

注) 内容は、令和2年7月22日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見（参考意見）ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。